

質 疑 応 答 書

件 名 デジタル基盤 (学務システム 2024)

| 番号 | 仕様書頁等 | 質 問 | 回 答 |
|----------|-------|---|--|
| 1-1-1-11 | 1 | 「帳票はCSVまたはExcel並びにPDFファイルで出力できること。なお、本仕様において、出力ファイルに指定がないものは、これに従うこと。」について、一部の機能（特定科目受講可否一覧出力、必修科目未受講者一覧出力など）ではCSV及びエクセルでしか出力できない機能もございますが、問題ないでしょうか。 | 可とします。CSV または Excel は必須条件とします。 |
| 1-1-1-13 | 1 | 「なお、以下の教学システムの仕様において、入力ファイルに指定がないものは、これに従うこと。」について、[教学システム]は職員専用の学内システムという認識でよろしいでしょうか。（[ポータルシステム]は学生、教員、保護者、職員が利用する学外から利用できるシステムとして本仕様の対象外と認識しています。） | 各システムの定義については、ご認識のとおりです。 また本仕様においては、1頁から 14 頁までが教学システムに関するもの、14 頁から 17 頁までがポータルシステムに関するものとしています。 なお、提案いただくシステム全体で、本仕様を示す機能を有していれば問題ないものとします。 |
| 1-4-1-8 | 10 | 「文面設定時に取り込んだ画像は透過設定ができること。」につきまして、取り込み後の透過設定ではなく、透過設定した画像を取り込んで頂くこととなりますがよろしいでしょうか。 | 可とします。 |

| | | | |
|----------|----|--|---|
| 1-4-2-16 | 11 | <p>「教学システムから出力した証明書について、証明書ごとの発行管理台帳が出力できること。」について、出力可能な発行管理台帳は下記のような情報が出力可能な CSV ファイルとなりますがよろしいでしょうか。</p> <p>証明書管理番号(サービス上での管理用連番)、証明書発行番号、証明書名称、学籍番号、氏名、所属、卒業区分、発行日付、印刷先、コンビニ、証明書手数料、支払い方法、支払日時、支払ステータス、処理ステータス など</p> | 可とします。 |
| 1-4-3-2 | 11 | <p>「学力に関する証明書」は、大学様によりレイアウトが異なる場合、対象科目名等の改正が数年に一度発生する場合がありますことから、コンビニ及び学内連携発行機からの出力を想定しておらず、他大学様でも以下のご提案で運用して頂いておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>【ご提案内容】</p> <p>証明書発行システムにて申請受付を行い、職員様にて手発行後、学生に受け渡し（窓口お渡し、郵送）していただく。</p> | <p>可とします。</p> <p>「学力に関する証明書」は、職員が内容を確認した上で発行することを想定しているため、証明書発行システムにて即時発行できる必要はありません。</p> |
| 1-4-3-2 | 11 | <p>「健康診断証明書」に X 線検査の胸部イメージがある場合、全学生同じイメージであり、学生ごとに異</p> | ご認識のとおりです。 |

| | | | |
|----------|----|---|--------|
| | | なることはない認識でよろしいでしょうか。 | |
| 1-4-3-6 | 11 | 証明書発行システム全体として本人確認の認証(アカウントログイン)をしており、発行機としては発行申請後に発行される予約番号を利用することで証明書が発行されることとなりますがよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 1-4-3-11 | 11 | コンビニ及び発行機から発行される証明書は改ざん防止用紙の代わりに電子透かしが入っていますので、コンビニ及び発行機では普通紙のみでの印刷を想定していますがよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 1-4-4-3 | 12 | コンビニ証明書発行を行うサービス及び、その決済サービス(発行手数料や郵送料の支払いに利用する決済手段のため)については、別途お申込書によるお申込みが必要となりますが、よろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 1-4-4-3 | 12 | 受注者が決済代行事業を提供できない為、決済代行会社ご利用の場合には、(コンビニ証明書発行を行うサービス利用料とは別に)決裁代行手数料をご請求させて頂く形となりますが、よろしいでしょうか。 提案する決済代行では、「初期費用 38,500 円 (税 | 可とします。 |

| | | | |
|---------|----|--|---|
| | | 込)、精算入金手数料1,650円(税込)」となります。なお、精算入金手数料は毎月の売上金額より差し引かれますが、売上高が1,650円に満たない場合には、入金が行われず、手数料も発生しません。 | |
| 4-2-5-4 | 21 | 「OS やアプリケーションのセキュリティパッチ対応は平日の授業外や、休日実施」とあります。作業時間について、OS やミドルウェアの定期的なセキュリティパッチ適用についても、同様との認識でよいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 なお、セキュリティホールが発見されたとき等は、左記の時間に関わらず緊急の対応ができることが望ましいです。 |
| 4-2-6-3 | 21 | 「導入するシステムおよびサービスの死活24時間365日監視することとし、障害発生時にはメール通知を行うとともに、本学に緊急度に応じた電話連絡を行うこと」とあります。電話についても、24時間365日の連絡が必要でしょうか。また、その場合は貴学に必ず電話がつながる体制をご準備いただけるのでしょうか。 | 障害発生時のメール通知は必須ですが、対応時間外の電話連絡は不要とします。 また、障害が対応時間外に発生した場合で、緊急度の高い障害である場合には、対応可能な時間に、可能な限り早急に本学に電話連絡を行うこととします。その際の連絡体制は受注者に別に提示します。 |
| 4-3-2-2 | 21 | 「学内連携発行機等の機器に必要な電源やLAN配線は、本学が指定・準備する電源や既存基盤ネットワーク機器へ接続すること。」の記載ですが、弊社の提案機種に合致する電源をご準備頂くことは可能でしょうか。 | 本学側で対応可能です。 |

| | | | |
|---------|----|--|--------|
| | | 弊社の提案する学内連携発行機の電源仕様は【100V 2系統(NEMA 5-15*2口(本体 6A、プリンタ 12A)、占有の場合は1系統でも可】となります。 | |
| 4-3-5-2 | 22 | <p>導入支援(教育指導、講習会)の対応について</p> <p>「学生、教員向け教育:システム概要教育と操作研修等」</p> <p>については大学様にて実施、弊社はその準備にかかるご支援を想定していますがよろしいでしょうか。</p> | 可とします。 |

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

件 名 デジタル基盤 (学務システム2024)

| 番号 | 仕様書頁等 | 質 問 | 回 答 |
|----|-------------------------------|--|--|
| ー | 公立大学法人広島市立大学賃貸借契約約款 (長期継続契約用) | <p>「(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除) 第13条 第11条の規定により賃借人が賃貸人に支払うべき金額について、翌年度以降において収支予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、賃借人は当該契約を変更又は解除することができる」について、予算の削減等、落札会社の責によらない事由によって賃貸借期間中に契約が解除された実績はありますでしょうか。</p> <p>また賃貸借期間中に契約が解除された場合、貴校より残賃貸借料はお支払いただけという認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>予算の削減等、落札会社の責によらない事由によって賃貸借期間中に本学から契約を除いた実績は、ありません。</p> <p>また賃貸借期間中に契約が解除された場合、本学からの残賃貸借料の支払いはありません。(約款第20条第1項)</p> |
| ー | 公立大学法人広島市立大学賃貸借契約約款 (長期継続契約用) | <p>昨今の半導体不足の影響等、賃貸人の責によらない事由により、物件の納入遅延となる可能性がございます。その場合、賃貸人は納入遅延の責を負わず、借入期間については別途、貴学と協議の上、決定するという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>物件の納入遅延については、その原因、規模、システム全体への影響度などを考慮して対応を考えますので、現時点で、責についての議論はできません。</p> <p>なお、こうした不測の事態については、約款第24条の規定により対処します。</p> |
| ー | 公立大学法人広島市立大学賃貸借契約約款 | <p>動産保険は受注者 (賃借者) が契約するリース会社によるものでよろしいでしょうか。</p> | <p>受注者本人 (賃貸人) に動産総合保険に加入するようお願いいたします。</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | (長期継続 契約用) | | |
| 一 | 公立大学法人広島市立 大学賃貸借 契約約款 (長期継続 契約用) | 賃貸借期間の満了後は満 了終了(物件返却)、又は 再賃貸借を選択いただく という認識で宜しかった でしょうか。 | 賃貸期間が満了したとき、 賃借人(本学)は、物件を 返却(賃貸人による撤去) します。(約款第20条) 再賃貸借する場合は、約款第 24条の規定により、賃借 人と賃貸人が協議して、そ のやり方等について定め ます。 |

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。